

# よくある質問

## Q. 売上高減少率の要件がわからない

A. 令和2年1月から12月の各月と前年同月の各月の売上減少率が50%未満かつ、令和2年3月から令和3年2月のいずれか一月が5%以上減少している必要があります。

例① 各月とも前年比減少率50%未満であり、令和2年3月から令和3年2月に5%以上の月があるため対象

	1月	2月	3月	4月~11月	12月	1月	2月
2019年	80万円	90万円	95万円	略	60万円	略	略
2020年	70万円	75万円	55万円	略	90万円	70万円	75万円
2021年	略	略	-	-	-	20万円	40万円
減少率	12%	16%	42%	略	△33%	71%	46%

1月から12月の減少率の全てが50%未満

令和2年3月から令和3年2月の減少率のいずれかの月が5%以上

例② 12月の前年比減少率が50%以上のため対象外

	1月	2月	3月	4月~11月	12月	1月	2月
2019年	65万円	65万円	80万円	略	95万円	略	略
2020年	90万円	45万円	75万円	略	30万円	65万円	45万円
2021年	略	略	-	-	-	50万円	40万円
減少率	△27%	30%	6%	略	68%	23%	11%

令和2年1月から12月の減少率が一月でも50%を超える場合は対象となりません。

Q. 開業後1年以内の場合で前年同月の売上高と比較ができない場合は対象となるか？

A. 開業後1年未満の場合で前年同月の売上高と比較できない場合は、①②のいずれかを満たせば対象となります。

① 令和元年12月以前に開業した場合は、同年の月平均の売上高と、令和2年3月から令和3年2月までのいずれか一月の売上高を比して5%以上減少していること。

② 令和2年1月以降に開業した場合は、同年1月から3月までの月平均の売上高と、令和2年4月から令和3年2月までのいずれか一月の売上高を比して5%以上減少していること。

Q. 令和2年3月から12月を対象に当該補助金の申請・受給をしたが、申請できるのか？

A. 1事業者につき1回の申請のため、対象外となります。

Q. 今年、開業したばかりの事業所も対象となるか？

A. 令和2年1月から3月に開業した事業所については対象となりますが、令和2年4月以降に開業した事業所は対象となりません。

Q. フリーランス等で事業による売上を事業収入ではなく、雑所得や給与所得として処理している場合も対象となるのか？

A. 対象となります。業務の発注元が発行した支払調書や契約書の写しなど事業に係る収入を得ていることを確認できる書類をご提出ください。

Q. 複数の事業を行っている場合はどうなるのか？

A. 1事業者につき、1回の申請です。すでに令和2年3月から6月を対象として、当該補助金を受給されている方は対象外となります。

Q. 副業での申請は出来ますか？

A. 副業での申請は出来ません。

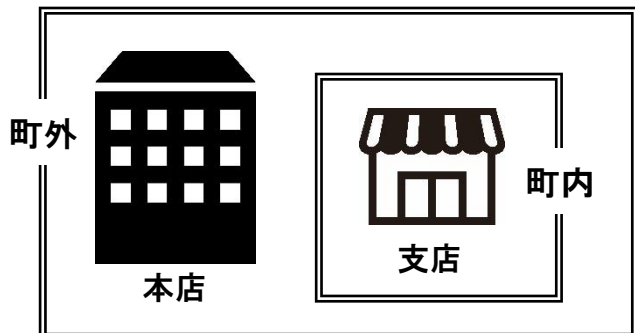
Q. 事業所の定義は何ですか？

A. 下記の3要素を満たす建物を事業所とします。

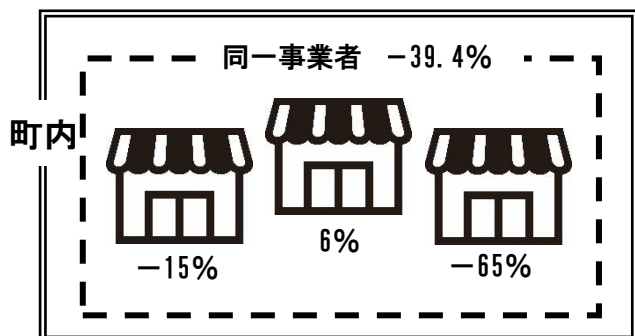
- ①従業員が在中している。
- ②生産活動等を行う設備がある。
- ③その場で生産等の経済活動が行われている。

Q. 複数の事業所を町内外に持っているときの考え方は？

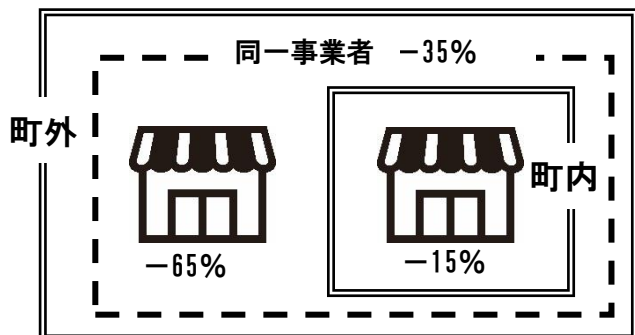
A. 以下の表を参考にしてください。



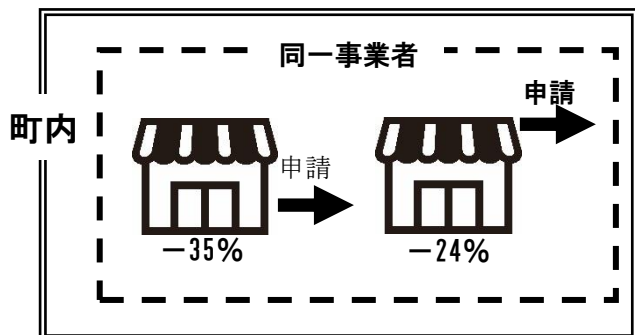
町内に本店が所在しない場合であっても、町内に店舗等を有している場合は対象となります。



町内に複数店舗ある場合、各店舗の売上高総合計の減少率が、支給対象者要件を満たしていれば対象となります。町内1店舗の減少率が支給対象者要件を満たしていても対象となりません。



町内及び町外に店舗がある場合、町内外各店舗の売上高総合計の減少率が、支給対象者要件を満たしていれば対象となります。



町内の店舗等で、同一の事業者が複数の店舗などを経営している場合であっても、店舗などの数に関わらず給付は1事業者につき1回限りとなります。

※○○%は店舗の売上増減率を示しています。